

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第一号）（建築指導室）

一 改正の要旨

三原市、尾道市及び廿日市市が、平成二十年四月一日から建築基準法第四条第二項の規定に基づき建築主事を置き特定行政庁になることに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日